

定例会議資料	宿毛警察署庁舎移転新築事業の進捗について	令和5年11月8日 装備施設課
--------	----------------------	--------------------

1 新庁舎の概要

建設場所：宿毛市希望ヶ丘5番

構造：鉄筋コンクリート造3階建（耐震構造）

完成時期：令和6年度中を予定

敷地面積及び施設規模

		現庁舎	新庁舎
敷地面積		2,943.17㎡	3,340.43㎡
延床面積		1,000.86㎡	2,194.49㎡
庁舎棟	1階	366.65㎡	868.86㎡
	2階	320.14㎡	668.02㎡
	3階	314.07㎡	657.61㎡
車庫棟		90.00㎡	-

注：延床面積には駐輪場は含まない。

2 契約状況

(1) 実施設計等（令和4年度事業）

契約内容	契約の相手方	契約金額
実施設計	株式会社ハウジング総合コンサルタント	4,620万円
地質調査	株式会社ジオテック	1,166万円

(2) 新築工事等（令和5・6年度事業）

契約内容	契約の相手方	契約金額
建築主体工事	新進・田中特定建設工事共同企業体	7億3,590万円
電気設備工事	株式会社大東電機	1億4,707万円
機械設備工事	株式会社日東水道	1億2,881万円
工事監理	株式会社ハウジング総合コンサルタント	2,090万円
（総額）		10億3,268万円

3 職員宿舎関係

警察共済組合の不動産投資事業により新庁舎隣に職員宿舎を建築予定

- ・ 令和5年度：実施設計(契約の相手方：株式会社ハウジング総合コンサルタント)
- ・ 令和6年度：新庁舎完成後に建築工事を開始
- ・ 令和7年度：完成予定

定例会議資料	令和5年高知県人事委員会による職員の給与に関する勧告等について	令和5年11月8日 警務課
--------	---------------------------------	------------------

1 民間給与との比較による給与改定

(1) 月例給

民間給与との較差(3,927円、1.19%)を解消するため、給料月額を引上げ

(2) 期末・勤勉手当

民間の支給割合(4.35月)との均衡を図るため、支給月数を0.15月引上げ、勤勉手当の支給月数に反映

		6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.25月 (支給済み)	1.25月 (改定なし)
	勤勉手当	0.85月 (支給済み)	1月 (現行0.85月)
令和6年度以降	期末手当	1.25月	1.25月
	勤勉手当	0.925月	0.925月

2 最近の給与勧告の状況

	給料	期末・勤勉手当		平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年増減	増減額	増減率
平成30年	0.15%	4.15月	0.05月	2.6万円	0.5%
令和元年	0.12%	4.20月	0.05月	2.4万円	0.4%
令和2年	改定なし	4.20月	改定なし	-	-
令和3年	改定なし	4.15月	0.05月	1.7万円	0.3%
令和4年	0.21%	4.20月	0.05月	2.9万円	0.5%
令和5年	1.19%	4.35月	0.15月	11.6万円	2.1%

「増減額」は、勧告前の平均年間給与に対する増減額

3 国及び四国3県の勧告状況

	国	徳島	香川	愛媛
給料 民間較差	引上げ 3,869円 0.96%	引上げ 3,204円 0.89%	引上げ 3,056円 0.85%	引上げ 3,799円 1.08%
期末・勤勉手当 改定後支給月数	0.1月分 引上げ 4.50月	0.1月分 引上げ 4.50月	0.1月分 引上げ 4.50月	0.1月分 引上げ 4.50月

4 「警察職員の給与に関する条例」の一部改正

県が勧告を受け入れた場合は、知事部局及び教育委員会と共同で条例議案を上程

定例会議資料	狩猟期の事故・違反防止対策について					令和5年11月8日 生活安全企画課																														
<p>1 目的 猟銃等を使用する機会が増加する狩猟期における事故や違反を防止するため。</p>																																				
<p>2 本県における令和5年度の狩猟期間 令和5年11月15日（水）から令和6年2月15日（木）までの間。 ただし、本県ではニホンジカとイノシシは令和6年3月31日（日）まで延長。</p>																																				
<p>3 猟銃等所持者の現状</p> <table border="1" data-bbox="277 741 1441 981"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年</th> <th>令和2年</th> <th>令和3年</th> <th>令和4年</th> <th>令和5年9月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>猟銃等許可丁数（丁）</td> <td>3,756</td> <td>3,606</td> <td>3,476</td> <td>3,317</td> <td>3,247</td> </tr> <tr> <td>所持者数（人）</td> <td>2,116</td> <td>2,030</td> <td>1,963</td> <td>1,867</td> <td>1,778</td> </tr> <tr> <td>うち65歳以上</td> <td>1,291</td> <td>1,236</td> <td>1,235</td> <td>1,177</td> <td>1,105</td> </tr> <tr> <td>うち女性</td> <td>42</td> <td>43</td> <td>47</td> <td>49</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table>								令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年9月末	猟銃等許可丁数（丁）	3,756	3,606	3,476	3,317	3,247	所持者数（人）	2,116	2,030	1,963	1,867	1,778	うち65歳以上	1,291	1,236	1,235	1,177	1,105	うち女性	42	43	47	49	48
	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年9月末																															
猟銃等許可丁数（丁）	3,756	3,606	3,476	3,317	3,247																															
所持者数（人）	2,116	2,030	1,963	1,867	1,778																															
うち65歳以上	1,291	1,236	1,235	1,177	1,105																															
うち女性	42	43	47	49	48																															
<p>4 令和4年度狩猟期における狩猟等に起因する猟銃等に係る人身事故・違反の状況</p> <p>(1) 全国</p> <p>ア 人身事故 9件（前年度比＋3件）</p> <p>イ 違反 58件（前年度比＋17件）</p> <p>(2) 本県</p> <p>ア 人身事故 0件（前年度比±0）</p> <p>イ 違反 3件（前年度比＋2件）</p>																																				
<p>5 狩猟期における事故・違反防止対策</p> <p>(1) 猟銃安全指導委員研修会の開催（本部） 県内46人の猟銃安全指導委員に対し、県内3か所で狩猟期前に研修会を開催。</p> <p>(2) 県警HPやSNSその他の媒体を利用した広報（本部・署） 猟銃等所持者に対してのみならず、登山者等への注意喚起を実施。</p> <p>(3) 他機関が実施する研修会における呼びかけ（本部） 県鳥獣対策課・県猟友会が実施する「狩猟指導員研修会」、「狩猟事故等違反防止対策協議会」において猟銃等安全利用の呼びかけを実施。</p> <p>(4) パトロールや取締りによる事故・違反の抑止（署）</p>																																				